

■海外ホットライン一覧表

電話番号は次のとおりです。

お客様のご滞在先	電話番号
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ	1-833-950-0893
フランス・モナコ	0800-90-6165
シンガポール	800-8110-824
オーストラリア	1-800-718-264
その他の地域	(81) 50-3820-1301

※携帯電話は、利用できない場合があります。
※その他地域もしくはトールフリーダイヤルがご利用出来ない場合は、コレクトコールで下の「海外ホットライン」までご連絡ください。
※地域によってサービスの適用が受けられない場合があります。

■海外旅行傷害保険金の請求について

本紙の保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。現地におきましては上の「海外ホットライン」にて手配から保険金支払いまでを行います。ただし病院によっては、一時的に立て替えていただく場合があります。帰国後に保険金を請求される場合は現地でしか手配できない下の「必要書類」に掲げる書類（一覧表の太枠内）を忘れずにお持ち帰りになり、ただちに下の連絡先までご連絡ください。

- ・日本国内での連絡先
『損保ジャパンJCB事故受付デスク（JCBカード自動付帯サービス専用）』
0120-258-554 受付時間 9:00AM～5:00PM 日・祝休
- ・上記受付時間外の連絡先
『海外ホットライン』
0120-08-1572(無料) **018-888-9547**(無料電話がご利用になれない場合)
受付時間 24時間 年中無休
- ・海外からの連絡先
『海外ホットライン』
(81) 50-3820-1301 受付時間 24時間 年中無休

※「損保ジャパンJCB事故受付デスク」における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するために、会員番号を確認します。

■必要書類

必要書類	ご請求になる保険金の種類		治療費用保険金 (傷害・疾病)	携行品損害保険金	死亡保険金 (傷害)	後遺障害保険金	救援者等費用保険金	賠償責任保険金	
	パス	ポート	◎	◎	◎	◎	◎	対人	対物
* 保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
現地でしか手配できない書類	医師の診断書	◎						◎	
	治療費の明細書および領収書	◎						◎	
	死亡時の死亡診断書または死体検案書				◎		○		
	事故証明書	○		◎	◎	◎	○	○	○
	支出を証明する書類	○					◎		
	示談書・示談金領収書							◎	◎
	損害額（修理費など）を証明する書類			○					◎
	* 損害品明細書			◎					
	損害額を証明する書類			◎					
	死亡保険金受取人の印鑑証明書				◎				
その他の書類 事前にデルタ スカイマイルJCB一般カード会員が公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金をデルタ スカイマイルJCB一般カードにより支払ったことを証明する書類（例：JCB売上票のお客様控えなど）	会員の印鑑証明					◎			
	除籍後の戸籍謄本				◎				
	法定相続人の戸籍謄本				◎				
	委任状				○				
	* 後遺障害診断書					◎			

※◎印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要となる書類
※*印は当社所定用紙があるものです。



世界にひとつ。
あなたにひとつ。

保存版

海外旅行傷害
保険の
ご案内

—INSURANCE BOOK—

デルタ スカイマイルJCB一般カード会員用

デルタ スカイマイルJCB一般カード海外旅行傷害保険のご案内

■デルタ スカイマイルJCB一般カード会員の方には

海外旅行傷害保険が付帯されます。

●対象者：デルタ スカイマイルJCB一般カード会員

(家族会員を含む。)

●補償期間：毎年4月1日より1年間かつデルタ スカイマイルJCB一般カード会員である期間 (特別な通知がない限り以降自動継続)

●対象となる旅行期間：海外旅行の目的を持って住居を出発してから住居に帰るまでの間で、かつ日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までをいいます。ただし日本出国日から3か月を限度とします。

●適用条件：海外旅行に関する所定の料金のお支払いにデルタ スカイマイルJCB一般カードをご利用いただいた場合、海外旅行傷害保険が適用されます。

所定の料金とは

- ①「搭乗する公共交通乗用具」または②「参加する募集型企画旅行」の料金。募集型企画旅行は、日本出国前に**デルタ スカイマイルJCB一般カード**をご利用いただいた場合に限りです。

《補償内容・保険金額等》(カード利用条件あり)

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
傷害	死亡後遺障害	最高5,000万円	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または後遺障害を生じたとき。	・亡くなったとき 保険金額(死亡・後遺障害)の100%。 ・後遺障害を生じたとき その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3%～100%。	・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ・被保険者の麻酔病、疾病、心神喪失 ・戦争、その他の変乱 ・放射線照射・汚染、原子核反応 ・危険なスポーツ(登山・スカイダイビングなど)中のケガまた、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。
	治療費用	200万円限度	旅行期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。 ※事故の日から180日以内に要した費用に限りです。	下の①～③の費用のうち実際に支出された金額を、傷害の場合は1回の事故につき、疾病の場合は1回の病気につき各々の保険金額を限度としてお支払いします。 ①治療のために必要な次の費用 (1)診療費・手術費など診療関係費、入院費 (2)病院までの交通費、緊急移送費、転院費(入院先の病院で治療が困難な場合など) (3)ホテル客室料(入院が不可能である場合など) (4)通訳雇用費用 (5)喪手・義足の修理費(傷害治療のみ) ②入院により必要となった身の回り品購入費(5万円限度)、通信費(1回の事故につき、合算して20万円限度) ③入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための交通費、宿泊費(本来帰国に要すべき費用を除きます。)	・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ・歯科疾病 また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 ※保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気についてはお支払いの対象となりません。
疾病		治療費用	200万円限度		
賠償責任		2,000万円限度	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり他人のものを壊したりして、被害者から旅行上の損害賠償を請求されたとき。	下の①、②のうち実際に支出された金額を1回の事故につき保険金額を限度としてお支払いします。 ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②保険会社が妥当と認めた以下の費用 ・損害防止軽減費用 ・緊急費用 ・訴訟費用など	・被保険者の故意 ・被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ・被保険者の親族に対する事故 ・自動車、船、航空機の操縦・操作に起因する事故 ・汚染物質に起因する賠償責任、罰金・違約金・懲罰的賠償金に対する賠償責任 ・預かっている物に起因する事故、ただし、次の物はお支払いの対象になりません。 ①ホテルの客室および客室内の動産(セーフティボックスのキーならびにルームキーを含みます。) ②ホームスタジオの部屋または部屋内の動産 ③レンタル業者から賃借した旅行用品または生活用品
携行品損害		1旅行中 50万円限度 補償期間中 100万円限度 自己負担額 1回の事故につき 3,000円	旅行期間中に携行する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗まれたり、事故により壊れたりしたとき。	時価額または修理費のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし携行品1つ(1点または1対)あたり10万円が限度となります。また、旅券の盗難などによる損害については、現地で再発給費用(旅券費、宿泊費を含みます。)を5万円を限度としてお支払いします。 ※1回の事故毎に損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。 乗車船券、航空券などについては、事故の後に実際に支出した費用を1事故につき3万円を限度としてお支払いします。	・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・すり傷など外観の損傷 ・携行品の設計・材質または製作の欠陥および自然の消耗 ・携行品の置き忘れまたは紛失 ・国または公団・団体等の公権力の行使(空港などの安全確認検査でのスneeケースなどの破壊を除きます。) ・携行していない場合(配送中の事故など)は、お支払いの対象となりません。 また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行っていない間の損害については保険金をお支払いできません。 ・保険の目的である液体の流出 ※次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、帳簿、図面、入稿、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船など。
救援者費用等		200万円限度	旅行期間中に以下に該当した場合。 ①ケガをして事故の日から180日以内に亡なられたとき。 ②病気により亡なられたとき。 ③病気にかかり医師の治療を受け、旅行行程終了後30日以内に亡なられたとき。 ④ケガまたは病気により継続して3日以上入院されたとき。 ⑤搭乗している航空機、船舶などが行方不明または遭難したとき。 ⑥事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。(ただし被保険者の無事が確認できた後に現地に赴く救援者の費用は対象となりません。)	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で損害保険ジャパン株式会社が妥当と認めた費用を旅行期間中、保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費 ③救援者のホテルなどの往復施の客室料(救援者1名につき14日分まで) ④救援者の渡航手続費、継続入院日数 ②の交通費、③の客室費 ④の諸経費など ⑤現地での諸経費 ⑥通訳費用、の移送費 3日～6日 救援者1名分 5万円 ⑦通訳費用(100万円限度) 7日以上 救援者3名分 20万円 上の②から④の費用は上表の金額が限度となります。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 ※払戻しを受けた金額、負担する額を予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。	・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、犯罪行為 ・被保険者の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの ・危険なスポーツ(登山・スカイダイビングなど)中のケガ ・妊娠、出産などで入院した場合

※上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他の海外旅行傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。

※旅行をキャンセルした場合などに新たに生じるキャンセル代などにつきましては、補償の対象とはなりません。

●他のクレジットカード付帯の保険契約から保険金が支払われる場合でも、死亡保険金はそのうち最も高額の保険金額がお支払いの限度となります。(後遺障害保険金はそのうち最も高額の保険金額に普通保険約款別表にて定める支払い割合を乗じた額がお支払いの限度となります。)

■もしものときに……海外ホットライン

病気やケガをされたとき株式会社プレステージ・グローバルソリューションが下のサービスを行います。

- (1) 病院の紹介・手配 ※連絡先は裏面をご覧ください。
医療設備のよい病院・専門医のいる病院を紹介・手配します。
(2) 緊急移送手配または転院手配
医療設備付救急飛行機、ヘリコプター、定期便、救急車などによる移送を行います。
いずれの場合も必要に応じて医師・看護婦が同行します。
(3) 担当医師との継続的連絡
(4) 病院・輸送機関などへの立て替え払いまたは支払い保証
治療費、輸送費などを保険金の範囲内でお客様にかわって立て替え払い(または支払い保証)します。
(5) 弁護士を紹介・手配
(6) 遭難時の捜索・救助者の紹介・手配
(7) 家族、遺族の現地ホテルの紹介・手配
(8) 遺体処理、輸送の紹介・手配
(9) 通訳の手配
- 引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

※左表の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきます。